

立川市個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 9 月 15 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の施行による。

立川市個人情報保護条例の一部を改正する条例

立川市個人情報保護条例（平成元年立川市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 <u>総則（第1条～第4条）</u></p> <p>第2章 <u>立川市個人情報保護審議会（第5条・第5条の2）</u></p> <p>第3章 <u>個人情報の収集、利用及び管理（第6条～第13条）</u></p> <p>第4章 <u>自己情報の開示請求等の権利（第14条～第18条の2）</u></p> <p>第5章 <u>救済の手續等（第19条～第20条の3）</u></p> <p>第6章 <u>雑則（第21条～第24条）</u></p> <p>第7章 <u>罰則（第25条～第30条）</u></p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、個人情報<u>（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）</u>の開示等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護及び適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、市民の基本的人権を擁護することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) ……略……</p> <p>(6) <u>特定個人情報</u> 行政手續における特定の個人を識別するための番</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、個人情報の開示等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護及び適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、市民の基本的人権を擁護することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) ……略……</p>

号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。

（市民の責務）

第4条 全ての市民は、個人情報の保護の重要性を認識するとともに、相互に基本的人権の尊重に努めなければならない。

第2章 立川市個人情報保護審議会

第5条の2 ……略……

第3章 個人情報の収集、利用及び管理

（個人情報の一般的規制）

第6条 ……略……

2 実施機関は、次の各号に掲げる事項に関する個人情報の収集等をしてはならない。ただし、法令及び条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき、人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない理由があるとき及び審議会の意見を聴いて市長が職務執行上特に必要であると認めるときは、この限りでない。

(1)～(3) ……略……

（個人情報システムの届出及び公表）

第7条 ……略……

2 ……略……

3 実施機関は、緊急かつやむを得ない理由があるときは、個人情報システムが開始され、又は変更されたとき以後に前項の届出をすることができる。

4 ……略……

（市民の責務）

第4条 すべての市民は、個人情報の保護の重要性を認識するとともに、相互に基本的人権の尊重に努めなければならない。

第5条の2 ……略……

（個人情報の一般的規制）

第6条 ……略……

2 実施機関は、次の各号に掲げる事項に関する個人情報の収集等をしてはならない。ただし、法令及び条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき、個人の生命、身体の安全を守るため、緊急かつやむを得ない理由があるとき及び審議会の意見を聴いて市長が職務執行上特に必要であると認めるときは、この限りでない。

(1)～(3) ……略……

（個人情報システムの届出及び公表）

第7条 ……略……

2 ……略……

3 実施機関は、緊急かつやむを得ない理由があるときは、個人情報システムが開始され、又は変更されたとき以後に前項の届出をすることができる。

4 ……略……

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集する場合は、本人から直接収集しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、個人情報を本人以外の者から収集することができる。

(1) 及び(1)の2 ……略……

(2) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。

(3)～(4) ……略……

3 ……略……

(特定個人情報の収集の制限)

第8条の2 実施機関は、番号法第19条各号の一に該当する場合を除き、特定個人情報を収集してはならない。

(目的外利用等の制限)

第9条 実施機関は、利用目的以外の目的のために自ら個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の利用又は提供（以下「目的外利用等」という。）をしてはならない。

(収集の規制)

第8条 実施機関は、個人情報を収集する場合は、本人から直接収集しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、個人情報を本人以外の者から収集することができる。

(1) 及び(1)の2 ……略……

(2) 個人の生命、身体の安全を守るため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。

(3)～(4) ……略……

3 ……略……

(目的外利用等の規制)

第9条 実施機関は、個人情報を次の各号の一に該当する場合を除き、収集した目的の範囲を超えて利用し、又は当該実施機関以外の機関及び団体に提供（以下「目的外利用等」という。）をしてはならない。

(1) 本人の同意があるとき。

(1)の2 法令等に定めがあるとき。

(2) 個人の生命、身体の安全を守るため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。

(2)の2 出版、報道等により公にされているとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて必要があると認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号の一に該当すると認めるときは、目的外利用等を行うことができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。
- (4) 出版、報道等により公にされているとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて必要があると認めたとき。

3 実施機関は、前項第5号の規定により、目的外利用等を行う場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

4 実施機関は、目的外利用等をするときは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、特定個人情報を収集した目的の範囲を超えて利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、収集した目的の範囲を超えて特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用することができる。

(情報提供等記録の利用の制限)

第9条の3 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

(特定個人情報の提供の制限)

2 実施機関は、前項の規定に基づき、目的外利用等を行う場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、目的外利用等をするときは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

第9条の4 実施機関は、番号法第19条各号の一に該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(適正な維持管理)

第11条 実施機関は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条から第20条までにおいて同じ。)の収集等をする場合は、次の各号に掲げる事項を遵守し、適正な維持管理をしなければならない。

- (1) ……略……
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故の防止に努めること。

(3) ……略……

第13条 ……略……

第4章 自己情報の開示請求等の権利

(開示を請求する権利)

第14条 ……略……

2 未成年又は成年被後見人の法定代理人(特定個人情報にあつては、未成年若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)は、本人に代わって開示の請求をすることができる。

3及び4 ……略……

(訂正を請求する権利)

第15条 何人も、公文書に記録されている自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるとき、又は当該個人情報の収集等が適正に行われていないと認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の訂正又は削除(以下「訂正」という。)を請求することができる。

(適正な維持管理)

第11条 実施機関は、個人情報の収集等をする場合は、次の各号に掲げる事項を遵守し、適正な維持管理をしなければならない。

- (1) ……略……
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故の防止に努めること。

(3) ……略……

第13条 ……略……

(開示を請求する権利)

第14条 ……略……

2 未成年又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示の請求をすることができる。

3及び4 ……略……

(訂正等を請求する権利)

第15条 何人も、公文書に記録されている自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるとき、又は当該個人情報の収集等が適正に行われていないと認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の訂正、利用若しくは提供の停止又は削除(以下「訂正等」という。)を請求することができる。

2 第14条第2項の規定は、訂正の請求について準用する。この場合において、同条中「開示の請求」とあるのは、「訂正の請求」と読み替える。

(利用停止を請求する権利)

第15条の2 何人も、公文書に記録されている自己の個人情報（情報提供等記録を除く。）が、次の各号の一に該当すると認めるときは、当該各号に定める個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

(1) 第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第8条第1項及び第2項並びに第8条の2の規定に違反して収集されたものであるとき、第9条第1項及び第2項並びに第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条第1項、第9条の4又は第10条第1項本文の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

(3) 第11条第3号本文の規定に違反して保存されているとき 当該個人情報の消去

2 第14条第2項の規定は、利用停止の請求について準用する。この場合において、同条中「開示の請求」とあるのは、「利用停止の請求」と読み替える。

(請求の方法)

第16条 個人情報の開示、訂正又は利用停止を請求しようとするもの

2 第14条第2項の規定は、前項に規定する訂正等の請求について準用する。

(請求の方法)

第16条 個人情報の開示又は訂正等を請求しようとするもの（以下

(以下「請求者」という。)は、実施機関に対し、当該開示等の請求に係る個人情報の本人(第14条第2項の規定による請求にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人)であることを示す書類を提示し、又は提出するとともに、実施機関が定める事項を記載した請求書を提出しなければならない。

2 ……略……

(訂正又は利用停止の請求による一時停止)

第16条の2 実施機関は、前条第1項の規定による訂正又は利用停止の請求があった場合において、当該請求に理由があると認めるときは、次条の規定による決定をするまでの間、当該個人情報の適正な保護を確保するために必要な限度で、当該個人情報の利用又は提供の一時停止をするものとする。ただし、当該一時停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

2 ……略……

(請求に対する決定等)

第17条 実施機関は、第16条第1項の規定による請求があったときは、請求があった日の翌日から起算して14日以内に、当該請求に係る個人情報の開示、訂正又は利用停止の可否についての決定(以下「開示等可否決定」という。)をしなければならない。ただし、第16条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2 実施機関は、開示等可否決定をしたときは、速やかに書面により請求者に通知しなければならない。この場合において、開示、訂正又は

「請求者」という。)は、実施機関に対し、本人であることを明らかにして、実施機関が定める事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

2 ……略……

(訂正等の請求による一時停止)

第16条の2 実施機関は、前条第1項の規定による訂正等の請求があった場合において、当該請求に理由があると認めるときは、次条の規定による決定をするまでの間、当該個人情報の適正な保護を確保するために必要な限度で、当該個人情報の利用又は提供の一時停止をするものとする。ただし、当該一時停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

2 ……略……

(請求に対する決定等)

第17条 実施機関は、第16条第1項の規定による請求があったときは、請求があった日の翌日から起算して14日以内に、当該請求に係る個人情報の開示又は訂正等の可否についての決定(以下「開示等可否決定」という。)をしなければならない。

2 実施機関は、開示等可否決定をしたときは、速やかに書面により請求者に通知しなければならない。この場合において、開示又は訂正等

利用停止をしないと決定したときは、その理由を付記しなければならない。

3 ……略……

4 開示、訂正若しくは利用停止の請求に係る個人情報が著しく大量であるため又は当該個人情報の検索に著しく日時を要するため、第14条第1項の規定による請求があった日の翌日から起算して60日以内にその全てについて開示等可否決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示、訂正又は利用停止の請求に係る個人情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示等可否決定をし、残りの個人情報については、相当の期間内に開示等可否決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について開示等可否決定をする期限

5 実施機関は、開示しないと決定した個人情報が、決定した日から1年以内に、第14条第3項各号に掲げる非開示情報に該当しなくなり、開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を書面により請求者に通知するものとする。

6 実施機関は、開示、訂正又は利用停止の請求に係る個人情報に請求者以外のものに関する情報が含まれている場合は、開示等可否決定に先立ち、当該請求者以外のものに対し、開示、訂正又は利用停止の請求に係る個人情報が記録された公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

7 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた請

をしないと決定したときは、その理由を付記しなければならない。

3 ……略……

4 実施機関は、開示しないと決定した個人情報が、決定した日から1年以内に、第14条第3項各号に掲げる非開示情報に該当しなくなり、開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を書面により請求者に通知するものとする。

5 実施機関は、開示又は訂正等の請求に係る個人情報に請求者以外のものに関する情報が含まれている場合は、開示等可否決定に先立ち、当該請求者以外のものに対し、開示又は訂正等の請求に係る個人情報が記録された公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

6 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた請

求者以外のものが当該個人情報の開示、訂正又は利用停止に反対の意思を表示した場合において、開示、訂正又は利用停止の決定をするときは、開示、訂正又は利用停止の決定の日と開示、訂正又は利用停止をする日との間に少なくとも14日間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、開示、訂正又は利用停止の決定後直ちに当該意見書（第20条において「反対意見書」という。）を提出したものに対し、開示、訂正又は利用停止の決定をした旨及びその理由並びに開示、訂正又は利用停止をする日を書面により通知しなければならない。

（訂正又は利用停止の請求の処理）

第18条 実施機関は、第16条第1項の規定による訂正又は利用停止の請求が正当であるときは、速やかに個人情報の訂正又は利用停止をしなければならない。

（個人情報の提供先への通知）

第18条の2 実施機関は、前条の規定により個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7項に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第5章 救済の手続等

（不服申立て）

第20条 開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各

求者以外のものが当該個人情報の開示又は訂正等に反対の意思を表示した場合において、開示又は訂正等の決定をするときは、開示又は訂正等の決定の日と開示又は訂正等をする日との間に少なくとも14日間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、開示又は訂正等の決定後直ちに当該意見書（第20条において「反対意見書」という。）を提出したものに対し、開示又は訂正等の決定をした旨及びその理由並びに開示又は訂正等をする日を書面により通知しなければならない。

（訂正等の請求の処理）

第18条 実施機関は、第15条の規定に基づく個人情報の訂正等の請求が正当であるときは、速やかに当該個人情報の訂正等をしなければならない。

（不服申立て）

第20条 開示又は訂正等の請求に対する決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号に掲

号に掲げる場合を除き、審議会に諮問し、当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

- (1) ……略……
- (2) 開示等可否決定（開示、訂正又は利用停止の請求に係る個人情報の全部の開示、訂正又は利用停止をする旨の決定を除く。以下この号及び第3項において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部の開示、訂正又は利用停止をする場合（当該決定について請求者以外のものから反対意見書が提出されているときを除く。）

2 ……略……

3 第17条第7項の規定は、次の各号に掲げる決定をする場合について準用する。

- (1) ……略……
- (2) 不服申立てに係る開示等可否決定を変更し、当該決定に係る個人情報の開示、訂正又は利用停止をする旨の決定（請求者以外のものである参加人が当該個人情報の開示、訂正又は利用停止に反対の意思を表示している場合に限る。）

第20条の3 ……略……

第6章 雑則

（他の法令等との調整）

第23条 他の法令等により個人情報（特定個人情報を除く。）の開示、縦覧、訂正、利用若しくは提供の停止若しくは削除又は公表に関する手続が定められている場合については、当該法令等の定めるところによる。

第24条 ……略……

げる場合を除き、審議会に諮問し、当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

- (1) ……略……
- (2) 開示等可否決定（開示又は訂正等の請求に係る個人情報の全部の開示又は訂正等をする旨の決定を除く。以下この号及び第3項において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部の開示又は訂正等をする場合（当該決定について請求者以外のものから反対意見書が提出されているときを除く。）

2 ……略……

3 第17条第6項の規定は、次の各号に掲げる決定をする場合について準用する。

- (1) ……略……
- (2) 不服申立てに係る開示等可否決定を変更し、当該決定に係る個人情報を開示又は訂正等をする旨の決定（請求者以外のものである参加人が当該個人情報の開示又は訂正等に反対の意思を表示している場合に限る。）

第20条の3 ……略……

（他の法令等との調整）

第23条 他の法令等により個人情報の開示、縦覧、訂正、利用若しくは提供の停止若しくは削除又は公表に関する手続が定められている場合については、当該法令等の定めるところによる。

第24条 ……略……

第7章 罰則

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第20条の改正規定（行政不服審査法に係る部分に限る。） 行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日
- (2) 第2条に2号を加える改正規定（同条第7号に係る部分に限る。）、第9条の次に3条を加える改正規定（情報提供等記録に係る部分に限る。）、第15条の次に1条を加える改正規定（情報提供等記録に係る部分に限る。）及び第18条の次に1条を加える改正規定（情報提供等記録に係る部分に限る。） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に定める規定の施行の日